

衆議院政治改革に関する特別委員会ニュース

【第 221 回国会】令和 8 年 6 月 30 日（火）、第 10 回の委員会が開かれました。

- 1 衆議院議員の選挙制度改革及び定数削減に関する法律案（加藤勝信君外 11 名提出、衆法第 28 号）
- ・提出者長谷川淳二君（自民）及び金村龍那君（維新）に対し質疑を行いました。
- （質疑者）尾花瑛仁君（自民）、浦野靖人君（維新）

（質疑者及び主な質疑事項）

尾花瑛仁君（自民）

- （1） 本法律案において選挙制度改革と定数削減を一体とした理由
- （2） 定数削減を含めた選挙制度改革を行う必要性
- （3） 定数削減を含む選挙制度改革については「衆議院選挙制度に関する協議会」において議論すべきとの指摘及び定数削減のみを切り離して本委員会で議論することへの懸念に対する法律案提出者の見解
- （4） 衆議院議員の定数削減を含む選挙制度改革を検討する協議会で結論を得て法制上の措置を講じる期限を本法律案の施行の日から 1 年以内とした理由

浦野靖人君（維新）

- （1） 「衆議院選挙制度に関する協議会」におけるア及びイについての法律案提出者の見解
 - ア 議員定数を削減すべきであると積極的に主張した有識者はいなかったとの指摘
 - イ 日本の人口当たりの国会議員数は国際比較で多くはなく、45 という数字に客観的な根拠が見当たらないことから、衆議院議員定数を 45 削減する必要はないとの意見
- （2） 衆議院議員の定数削減を含む選挙制度改革を検討する協議会の結論に基づいた法制上の措置が 1 年以内に講じられない場合には比例代表定数を 45 削減することとした趣旨
- （3） 「衆議院選挙制度に関する協議会」で議論が進められている中、本法律案の審議を進めることは結論ありきであり、非公式も含め 3 年半にわたり積み重ねられてきた議論を無にする等の野党の懸念に対する法律案提出者の見解
- （4） 衆議院議員定数削減法案（第 219 回国会衆法第 11 号）と異なり比例代表定数のみを 45 削減することについて、その理由並びに与党に有利に働くとの批判及び死票が増加し多様な民意が十分反映されなくなるとの批判に対する法律案提出者の見解